

将棋シンポジウムデザイン業務委託 仕様書

将棋シンポジウムのフライヤー及びポスターのデザインについて、発注者（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）は、次の各項の通り定める。

1 件名

将棋シンポジウムデザイン業務委託

2 業務目的

市制施行 55 周年記念として将棋シンポジウム開催に向け、将棋・教育・地域をテーマに将棋の力で育む学びとつながり、地域との連携を深め、将棋や地域の魅力を発信し、市内外から多くの来場者を集客すること。対象は小さなお子さんからお年寄りまで幅広い年齢層とし、将棋ファンだけでなく、将棋にあまり馴染みのない市民にも来場してもらえることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 7 月 6 日まで

4 業務内容

将棋シンポジウムの魅力をわかりやすく訴求できるよう、構成やデザインを創意工夫して視覚的に伝えられるフライヤー及びポスターをデザインする。

(1) デザイン制作

フライヤー及びポスター

甲が提供する市制施行 55 周年のロゴマーク及びなしのすけを配置する。

甲が提供する文字データを補完するイラスト及びグラフィックを提案する。

主催・後援を明記する。

趣向の異なるデザインタイプを 3 種類以上提案し、甲と合意のうえデザイン制作に入る。

乙はデザイン制作において、生成 AI を使用しないこと。

乙は東京都カラーユニバーサルデザインガイドラインに基づく色彩提案をする。

(2) レイアウト

フライヤー サイズ A 4 判縦（両面）

ポスター サイズ A 2 判縦（片面）

掲載する文字データ、図表、写真、イラスト、グラフィック、地図等を配置した割付案を提案し、甲と合意のうえ版組に入る。

(3) 校正

ア 甲は、乙から提出されたフライヤー及びポスターの原案が希望するものと異なる場合や、字句等を修正する場合、乙に対して校正を依頼することができる。

イ 校正の流れ

(ア) 甲は、校正紙を朱書き訂正、あるいは、追加資料等の提出により、修正内容を明らかにした上で校正紙を乙に戻す。

(イ) 乙は、甲が戻した校正紙や追加資料等を基にフライヤー及びポスターを修正し、修正が反映された校正紙又はPDFファイル形式の電子データを甲へ提出する。
※上記(ア)、(イ)を校了まで行う。

ウ フライヤー及びポスターの校正は、甲が校了の連絡をするまで、校正を続けることができる。

エ フライヤー及びポスターに甲が指定するイラスト、写真等を使用する際、甲は乙に対して、原画の色に可能な限り近づけるような色校正を依頼する場合がある。

(4) その他

乙は、契約締結後速やかに業務履行のための実施体制を整え、進行管理責任者の報告及び納品までの工程表を提出し、甲の承諾を得るものとする

5 納品物

ア 完成したデータはPDF形式の電子データで甲に納品すること。

納品方法は、メールに添付又はCD-Rとする。

イ 甲は、乙から納品された電子データを、甲が実施する広報活動（報道発表資料の添付資料、稲城市ホームページへの掲載等）において二次使用することができる。

6 支払方法

(1) 乙は、電子データの納品完了後、速やかに甲の検査を受けなければならない。

(2) 乙は、検査に合格したときは、代金の請求を行うことができる。なお、請求に際しては、金額の総額に、消費税としてその税率相当額（円未満の端数は切り捨て）を加算した金額を請求するものとする。

(3) 甲は、乙から請求書を受領後、速やかに代金を一括して支払うものとする。

7 留意事項

(1) 乙は納品した電子データについて、当該著作権物の引き渡し時に、甲に無償で譲渡するものとし、著作者人格権の不行使を約するものとする。また、契約期間終了後、対外的な発表、複製、翻訳、譲渡及び貸与することに対し、受託者は一切の異議を申し立てないこと。

(2) 納品物に乙の錯誤等による重大な契約不適合箇所があったときは、本契約期間終了後といえども、甲の指示に基づき、速やかに訂正すること。なお、これに要する費用は、すべて乙の負担とする。

8 個人情報取り扱い、守秘事務等

(1) 乙は、本契約で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、このことは本契約期間終了後も同様とし、従事要員についても遵守させること。

(2) 個人情報及び機密情報の取り扱いについては、関係法令を遵守し、甲の指示に基づき取り扱うこと。

9 データ消去

本業務にかかる契約の終了後、個人情報を含むデータ、資料に関しては甲にすべて渡し、機器に残ったデータ等はすべて削除すること。

10 その他（特記事項）

(1) 乙は、甲の委託目的を十分に理解したうえで作業にあたり、不明の点が生じたときは、速やかに甲に確認すること。

(2) 万が一事故が発生したときには、直ちに甲に報告するとともに、乙の責任において適切に処置を講ずること。

(3) 本業務の遂行に伴い、乙が甲の有する資料及び情報等を必要とするときは、事前に甲に申し出ること。甲はその必要性を認めたとき、これらを乙に提供する。

(4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、甲と乙との協議のうえ、決定する。